

船橋市小規模保育事業A型設置運営事業者募集に関するFAQ(よくある質問及び回答)

No	募集要項項目	質問内容	回答
1	1. 募集の概要 (2)募集対象事業について	自己所有物件でも応募可能なのか。	小規模保育事業については、自己所有物件での応募も可とします。 新たに建物を建設する場合は、内装工事のみが補助対象となるため、設計や工事を明確に区分する必要があります。 また、令和9年2月末までに検査済証の交付を確認できることを原則としています。
2	1. 募集の概要 (3)連携施設の設定について	連携施設は3項目の設定が必須か。いずれも市内の保育所・認定こども園・幼稚園でなければならないのか。	応募申請時に3項目全ての連携施設を確保していることが望ましいですが、開設までには設定できるよう努めることを条件として、卒園児の受け入れについてのみ、設定できていなくても応募を受け付ける場合があります。 また、保育内容の支援・代替保育の提供については、連携協力者として小規模保育事業等を設定することも可能です。
3	1. 募集の概要 (4)応募諸条件②	物件の広さが足りず保育スペースが十分確保できない場合、15人よりも少ない定員での応募は可能か。(例えば12人など)	可能です。募集要項では、1・2歳の定員設定を必須とし、原則15人以上19人以下の定員設定を求めています。保育室の面積等の事情で15人を設定できない物件での応募を妨げるものではありません。市あてにご相談ください。 ただし、近接するエリアで複数の計画の応募があった場合、15人以上(原則)通りの計画が優先して採択される可能性があります。
4	2. 募集地域及び件数について	複数のエリアに同一事業者が応募することは可能か。	可能です。ただし、審査は計画ごとに実施するため、法人情報など重複する部分があっても、各計画ごとに応募申請書類一式を提出して頂く必要があります。
5	2. 募集地域及び件数について	一つのエリアに複数の計画を応募することは可能か。	可能です。ただし、今回の公募では原則1エリアにつき1施設を選定する予定であることや近接した地域で開園する場合の懸念事項にご留意ください。
6	4. 施設の設計及び留意事項	駐輪場が必置とあるが、整備できない場合、どうすればよいか。	駐輪場・駐車場を認可敷地内に設置できず、近隣で整備する場合等であっても応募を受け付ける場合がありますので、ご検討ください。
7	5. 応募手続き (4)スケジュール概要(予定)	補助対象工事と補助対象外工事を平行して進めることは可能か。	工期の関係上、やむを得ない場合は工事を平行して進めることも可能です。その場合、事前に市に相談のうえ、補助対象となる工事着工前に市職員の現場確認が必要になります。
8	7. 施設整備及び運営に関する補助金	改修費補助金の概算はどれ程か。	国の令和8年度予算案の段階ではありますが、最大額は、1施設あたり 20,394,000円です。 詳細は資料2をご覧ください。

9	7. 施設整備及び運営に関する補助金	運営費補助金の概算はどれくらいか。	収入については、大きく分けて公定価格に基づく給付と市の運営費補助金がございます。公定価格に基づく給付額は第14号様式2-1公定価格計算書で算出していただき、運営費補助金については、職員の採用計画等により異なりますので、計画がある程度固まった段階で、保育運営課あてにご相談ください。
10	9. 施設整備に関する入札及び契約	補助対象外の建設工事を請け負う事業者が、補助対象の内装工事の入札に参加することは可能か。	公正性及び透明性の確保から、応募に関する施設設計（補助対象とする工事区分の設計）を行った設計会社は、入札に参加することはできませんが、建設工事を請け負った事業者が内装工事の入札に参加することは可能です。
11	別添「船橋市小規模保育事業A型設置運営事業者応募申請書類一覧表」	設計担当者について、整備事業予定者として決定された後に、公募時に記載した設計業者を変更することは可能か。	建物や設備の設計については、受け入れ児童数や保育環境に大きく影響することから、選考内容にも含まれております。従って、選考を経て整備事業予定者として決定した場合の設計者の変更は原則として認められません。
12	別添「船橋市小規模保育事業A型設置運営事業者応募申請書類一覧表」	決算期が12月の場合は、令和5年12月期、令和6年12月期、令和7年12月期の3年分の決算書の提出でよいか。	直近3カ年分の決算書は、定時総会の議決等、法人所定の手続きを経て確定したものを提出していただきます。提出期限までに直近の確定した決算書の提出ができない場合は、ご質問のように提出期限において確定している3カ年分の決算書で構いません。ただし、提出期限後に新たに決算が確定する場合は、追加で最新の決算書の提出をしていただきます。
13	別添「船橋市民間認可保育所設置運営事業者応募申請書類一覧表」	キャッシュフロー計算書について作成義務のない法人だが、提出が必須か。	キャッシュフロー計算書について、作成義務のない株式会社等についても、法人の財務状況を審査するため、直近3期分の提出を必須とさせていただきます。ご提出頂く計算書については、法人全体の資金の流れを審査するため、営業キャッシュフローのみではなく、投資キャッシュフロー、財務キャッシュフローも合わせた計算書が必要となります。なお、社会福祉法人会計基準・学校法人会計基準に基づく会計処理を実施している場合は、資金収支計算書のご提出をお願いいたします。
14	別添「船橋市民間認可保育所設置運営事業者応募申請書類一覧表」	法人税の申告書について、添付書類も提出が必要か。	法人事業概況説明書や勘定科目の内訳明細書等の添付資料についても、作成している場合は一式全てをご提出ください。
15	別添「船橋市民間認可保育所設置運営事業者応募申請書類一覧表」	「既に保育所を運営している法人にあつては、運営する保育所の資金収支計算書及び資金収支内訳表、年度末積立預金明細表」とあるが、企業会計に基づく会計処理を実施しており、当該書類を作成していない場合はどうすればよいか。	会福祉法人の会計基準省令に基づく拠点区分の資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、附属明細書、財産目録、各明細書等の作成を定めております。市外で保育所を運営している場合、必ずしも左記の書類を作成していないかと存じますが、その場合は企業会計に基づく類する書類をご提出頂ければ問題ございません。
16	別添「船橋市民間認可保育所設置運営事業者応募申請書類一覧表」	(注)「関係会社について、追加資料の提出を求める場合があります」と記載があるが、具体的にどのような書類の提出が必要となるのか。	応募法人の事業形態、財務状況、関係会社の有無等により異なりますが、法人代表者が別会社の取締役や役員等に就任している場合、法人の財務状況に密接に関係があると考えられる場合、連結子会社が存在している場合等に追加資料の提出を求めることが想定されます。また、代表者個人の借入金の担保に法人の資産が提供されている場合や法人の借入金の担保に代表者の個人資産が提供されている場合など、法人の資産に密接に関わる個人の資産等が存在する場合は、関係会社に限らずその詳細が分かる資料の提出を求める場合があります。

17	別添「船橋市小規模保育事業A型設置運営事業者応募申請書類一覧表」	検査済証がない建物の場合、検査済証に代わる書類として何を提出すればよいか。	資料5、「検査済証のない建築物を活用した保育所等の整備について」をご確認ください。 また、用途変更にあたり検査済証に代わるものとして指示された書類については、市が設置運営事業者を決定するにあたり、用途変更の可否を確認するため、本募集の応募書類と併せて、別途指定する期日までに提出していただきます。 そのため、書類の作成にあたって専門業者による調査が必要となる場合は、事前に実施いただくこととなりますが、用途変更ができないことが確認された場合は応募申請を却下するほか、審査の結果、設置運営事業者として決定されなかった場合も含め、いかなる場合も、建物の調査にかかった費用については、全て事業者負担となりますのでご注意ください。
18	資料5「検査済証のないの無い建築物を活用した保育所の整備について」	必要資料として示されている、現況調査書及び既存不適合調書とはどのようなものか。 どういった内容が網羅されていけばよいのか。	当市のホームページ(建築指導課)で書式が公開されております。そちらの内容に準じたものであれば問題ございません。
19	その他	新耐震基準(昭和56年)以前の建物でも可能か。	昭和56年6月施行の新耐震基準以前の建築物の場合、耐震診断報告書または耐震補強工事実施済みであることを確認できる書類を添付してください。
20	その他	新耐震基準を満たしていない建物の場合、耐震補強工事を前提とする整備は可能か。	資料5「検査済証のない建築物を活用した保育所の整備について」をご確認ください。
21	その他	その他建物で注意すべき点はあるか。	・事業に供する床面積が200㎡を超える場合は、建築基準法第87条に基づき、特殊建築物(保育所)への用途変更が必要となります。 ・吹付けアスベストが不使用、又は除去等の措置済みであること。 ・室内空気中の化学物質濃度が、厚生労働省の示す指針値(室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準測定方法等について(平成14年2月7日医薬発第0207002号))未満であること。 ※上記2点については、設計図書の特記仕様書等に記載頂くような形等で対応をお願いいたします。
22	その他	新制度において、契約は保護者と保育所間で直接結ぶこととなるのか。	新制度における小規模保育事業については、小規模保育事業者は保護者と直接契約をすることとなります。
23	その他	給付体系はどうなるのか。	小規模保育事業は新制度における地域型給付となります。

24	その他	施設長を応募書類提出時に決定しておくことが必要か。	<p>施設長については、施設の安定的な運営や保育の質に大きく影響することから、応募書類提出時に決定していることが望ましいです。</p> <p>ただし、書類による確認は、船橋市小規模保育事業A型設置運営事業者募集要項、「5. 応募手続き」(4)スケジュール概要(予定)に記載される、「事前協議書提出」の際に行います。</p>
25	その他	計画地が埋蔵文化財包蔵地である場合、どういった対応が必要となるか。	<p>本公募の募集エリアに埋蔵文化財包蔵地が含まれております。埋蔵文化財包蔵地において、掘削を伴う建築工事を実施する場合は、教育委員会 文化課との協議が必要となります。</p> <p>具体的には、応募申請書類 第8号様式「建物等及び近隣説明に関する報告書」における埋蔵文化財の有無を記載する箇所において、埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、そちらにチェック☑し、文化課からの意見書として、「埋蔵文化財の所在の確認及びその取扱いについて(回答)」をご提出下さい。</p> <p>その後の取り扱いについては、個別に協議することとします。</p>